平成29年度法務省専門職員（人間科学）採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成29年3月24日　人事院事務総長　永長　正士

1　試験の名称　平成29年度法務省専門職員（人間科学）採用試験

2　試験の区分　矯正心理専門職A、矯正心理専門職B、法務教官A、法務教官B、法務教官A（社会人）、法務教官B（社会人）及び保護観察官

3　対象官職　次に掲げるいずれかの分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

⑴　少年鑑別所における鑑別及び刑事施設における受刑者の資質の調査に関する分野

⑵　少年院における在院者の矯正教育その他の処遇、少年鑑別所における在所者の観護処遇並びに刑事施設における受刑者の改善指導及び教科指導に関する分野

⑶　保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する分野

4　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として下記の俸給月額を支給される。

（試験の区分）	（適用俸給表）	（俸　給　月　額）
矯正心理専門職A 矯正心理専門職B 法務教官A 法務教官B	公安職俸給表㈡	1級21号俸　202,500円
法務教官A（社会人） 法務教官B（社会人）	公安職俸給表㈡	1級21号俸を基準とし、採用前の経歴を勘案して決定される。
保護観察官	行政職俸給表㈠	1級25号俸　178,200円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

5　受験資格

⑴　試験の区分「矯正心理専門職A」

ア　昭和62年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた男子

イ　平成8年4月2日以降に生まれた男子で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者

㋑　人事院が㋐に掲げる者と同等の資格があると認める者

⑵　試験の区分「矯正心理専門職B」

ア　昭和62年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた女子

イ　平成8年4月2日以降に生まれた女子で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者

㋑　人事院が㋐に掲げる者と同等の資格があると認める者

⑶　試験の区分「法務教官A」

ア　昭和62年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた男子

イ　平成8年4月2日以降に生まれた男子で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

㋑　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成30年3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

⑷　試験の区分「法務教官B」

ア　昭和62年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた女子

イ　平成8年4月2日以降に生まれた女子で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

㋑　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成30年3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

⑸　試験の区分「法務教官A（社会人）」　昭和52年4月2日以降に生まれた男子（⑶アの受験資格を有しなくなった者に限る。）

⑹　試験の区分「法務教官B（社会人）」　昭和52年4月2日以降に生まれた女子（⑷アの受験資格を有しなくなった者に限る。）

⑺　試験の区分「保護観察官」

ア　昭和62年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者

イ　平成8年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

㋑　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成30年3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

6　第1次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）（専門試験の出題分野は別記のとおりとする。）

（第1次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）の成績を総合して行い、専門試験（記述式）は、第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　平成29年6月11日（日）

⑶　試験地

ア　試験の区分「矯正心理専門職A」、「矯正心理専門職B」、「法務教官A」、「法務教官B」、「法務教官A（社会人）」及び「法務教官B（社会人）」　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

イ　試験の区分「保護観察官」　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第1次試験合格者発表　平成29年7月4日（火）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関1－2－3）及び第1次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は11⑴に掲げる。）（以下「人事院事務総局等」という。）における掲示又は人事院事務総局等に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

7　第2次試験

⑴　試験種目

ア　試験の区分「矯正心理専門職A」、「矯正心理専門職B」、「法務教官A」、「法務教官B」、「法務教官A（社会人）」及び「法務教官B（社会人）」　人物試験、身体検査及び身体測定（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

イ　試験の区分「保護観察官」　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成29年7月11日（火）から7月13日（木）までの間の指定する日